

# 静岡県 の 最低賃金

必ずチェック 最低賃金!

## (地域別最低賃金)

### 《効力発生日：平成25年10月12日》

最低賃金件名	最低賃金額(円)	適用労働者の範囲
	時間額( )は改定前	
静岡県最低賃金	<b>749</b> (735)	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。ただし、下表に掲げる産業に従事する労働者には、該当する「産業別最低賃金」が適用されます。

## (産業別最低賃金)

### 《効力発生日：平成25年12月13日》

静岡県産業別最低賃金件名	最低賃金額(円)	産業別最低賃金の適用除外労働者の範囲 (「静岡県最低賃金」が適用されます。)
	時間額( )は改定前	
パルプ・紙・加工紙製造業	<b>758</b> (744)	<p>次に掲げる業務に主として従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務</li> <li>② 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務</li> </ul> </li> <li>■ 「鉄鋼、非鉄金属業」               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務</li> <li>② 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務</li> </ul> </li> <li>■ 「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業」               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務</li> <li>② 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務</li> <li>③ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (※)</li> </ul> </li> <li>■ 「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (※)</li> <li>② 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務</li> </ul> </li> </ul> <p>(※) ハンダ付け業務は、適用除外になりません。</p>
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	<b>807</b> (795)	
鉄鋼、非鉄金属業	<b>839</b> (826)	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	<b>851</b> (838)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>823</b> (810)	
各種商品小売業 (百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所)	<b>799</b> (787)	
◆上記6産業別最低賃金共通の適用除外 (「静岡県最低賃金」が適用されます。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)</li> <li>③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者</li> </ul>

- [注] 1. 最低賃金の対象となる賃金には、(1) 精皆動手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6) 時間外労働・休日労働に対する賃金、(7) 深夜労働に対する割増賃金は、算入されません。
2. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかを調べるには、日給制、月給制など(時間給制以外)の場合には、上記1.の除外賃金以外の最低賃金の対象となる賃金額を、「時間当たりの金額」に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。【下枠内参照】
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が静岡労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。
4. 産業別最低賃金の適用産業(業種)については、裏面を参照ください。

【月給制の場合の換算方法例】(例)年間所定労働日数260日、月給129,000円、所定労働時間1日8時間の場合は?)

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{年間総所定労働時間数}} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \quad (\text{例}) \quad \frac{\text{月給額} 129,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月}}{1 \text{日} 8 \text{時間} \times \text{年間所定労働日数} 260 \text{日}} = 744 \text{円} 23 \text{銭} < 749 \text{円} \quad (\text{静岡県最低賃金})$$

の計算式により比較。

したがって、この場合は、最低賃金額を満たしていないことになります。

静岡県内の「産業別最低賃金」の適用産業（業種）一覧

最低賃金の名称		日本標準産業分類		
静岡県産業別最低賃金	パルプ・紙・加工紙製造業	E141	パルプ製造業	E140
		E142	紙製造業	
		E143	加工紙製造業	
	タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	E191	タイヤ・チューブ製造業	E190
		E193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	
	鉄鋼、非鉄金属製造業	E222	鉄鋼・製鋼圧延業	E220
		E223	製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	
		E224	表面処理鋼材製造業	
		E225	鉄素形材製造業	
		E2293	鋳鉄管製造業	E230
E232		非鉄金属第2次精錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）		
E233		非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）		
E234		電線・ケーブル製造業		
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	E235	非鉄金属素形材製造業（E2355 非鉄金属鍛造品製造業を除く）	E250	
	E25	はん用機械器具製造業（E251 ボイラ・原動機製造業を除く）		
	E26	生産用機械器具製造業		
	E27	業務用機械器具製造業（E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、E274 医療用機械器具・医療用品製造業、E275 光学機械器具・レンズ製造業、E276 武器製造業を除く）		E270
		E311		
	E313	船舶製造・修理業、船用機関製造業		E310
	E315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業		
	E319	その他の輸送用機械器具製造業（E3191 自転車・同部分品製造業を除く）		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E29	電気機械器具製造業（E2973 医療用計測器（心電計製造業を除く）を除く）	E290	
	E30	情報通信機械器具製造業	E300	
	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E280	
各種商品小売業 （百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所）	156	各種商品小売業（※注）	1560	

管理、補助的経済活動を行う事業所（左記産業に係るもの）

L7282

純粋持株会社

（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る）

（※注）「各種商品小売業」とは、

衣、食、住（衣、食以外）にわたる各種の商品を一括して一の事業所で小売する事業所で、次の2業種が該当します。

**百貨店、総合スーパー I 5 6 1**

衣、食、住（衣、食以外）にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者が常時50人以上の事業所。

**その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの） I 5 6 9**

衣、食、住（衣、食以外）にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が常時50人未満の事業所。

●取扱商品が、衣、食、住にわたらないものは、各種商品小売業には該当しません。  
⇒「静岡県最低賃金」が適用されます。

「日本標準産業分類」の各項目の説明、内容など詳しくは、

総務省統計局HP (<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>) から確認できます。

お問合せは、静岡労働局労働基準部賃金室（TEL 054-254-6315）、またはお近くの労働基準監督署まで。

静岡労働局HP <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>